

※赤字部分について記載してください。

記載例 (休業等)	生活困窮者住居確保給付金支給申請書			
	ノボリベツ タロウ			
	登 別 太 郎			
昭和50年 1月 1日 満(45)歳				
3	電話番号	090-1111-2222		
4	次の(1)又は(2)の場合であること (いずれか該当する方に記載)			
	(1) 離職等の場合			
	離職等の時期			
	離職等した事業所			
	(2) 減収等の場合			
	給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	平成27年4月1日から(株)登別市総合商事に勤務しているが、令和2年4月1日から雇用主に休業を命じられたため、現在収入がない。		
5	離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること			
	離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	平成27年4月1日から(株)登別市総合商事に勤務し、休業後も主として生計を維持している。		
6	次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること (いずれか該当する方に記載)			
	(1) 住居を喪失していること			
	住居を喪失した時期			
	喪失した住居の住所			
	現在の状況			
	(2) 住居を喪失するおそれがあること			
	現在の住所	登別市中央町6丁目11番地		
	住居の家主等	日本 次郎		
	喪失するおそれのある住居の家賃額	39,000円		
	現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	現在、休業中であり、収入が少ないため、家賃を払えなくなるおそれがある。		
7	申請者等の収入及び預貯金が次のとおりであること			
	フリガナ	ノボリベツ タロウ	ノボリベツ ハナコ	ノボリベツ イチロウ
	氏名	登別 太郎	登別 花子	登別 一郎
	続柄	本人	妻	長男
	生年月日	昭和50年1月1日	昭和54年2月1日	平成20年3月1日
	収入(月額)	円	円	円
	預貯金等	円	円	円
	※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定して間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。			
上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条第1項第1号及び第2号のいずれかに該当し、かつ、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を受けることとする。				
私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であつて地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会の間で相互利用されることについて了承します。				
また、裏面の注意事項について、同意します。				
年 月 日				
登別市長 小笠原 春一 様		申請者氏名 登別 太郎		

休業等により収入が減少した場合は(2)の欄に記載

休業等後においても生計維持者であることがわかるよう具体的に記載

現在の住居の住所、家主、家賃額及び収入の状況等を具体的に記載

申請者と同一の世帯に属する方全員の氏名等を記載してください

「収入(月額)」及び「預貯金等」の欄は記載しないでください。(相談員が確認した上で、記載していただきます)

署名してください

(裏面)

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給中は、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体又は同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。ただし、減収等の状況にある者であって、市長が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

